

全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定

(総則)

- 第1条 精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求める。本大会はステージ部門およびフロア部門に分け、それぞれ毎年8月ないし10月に実施する。
- 第2条 この大会の名称は「全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会」と称する。
- 第3条 この大会は四国内の吹奏楽連盟加盟団体で、県連盟から推薦された小学生の団体が参加して、毎年実施する。
- 第4条 推薦母体となる県連盟は次の通りとする。
①愛媛県吹奏楽連盟 ②香川県吹奏楽連盟
③高知県吹奏楽連盟 ④徳島県吹奏楽連盟
- 第5条 実施会場・日時などの大会必要事項は、第三事業部会で定める。

(実施部門・実施方法)

- 第6条 ステージ部門およびフロア部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加資格)

- 第7条 参加資格は小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
参加形態は以下のとおりとする。
① 単独校 従来どおりの参加形態
② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
※1 小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
2 その他、第7条第1項②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。
- 第8条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。
2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

- 第9条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(県代表)

第 1 0 条 各県は県代表団体を決定し、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会開催日の 2 週間前までに四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第 1 1 条 各県はステージ部門で 4 団体以内、フロア部門で 2 団体以内を推薦できる。

第 1 2 条 全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

(内容)

第 1 3 条 参加人員は次のとおりとする。
ステージ部門・・・65 名以内（指揮者は含まない。）
フロア部門・・・80 名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第 1 4 条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第 1 5 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第 1 6 条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。ただし、手具の使用は自由とする。

第 1 7 条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

ステージ部門・・・7 分以内
フロア部門・・・6 分以内

第 1 8 条 服装等は自由とする。

第 1 9 条 出演順序は第三事業部会において決定する。

第 2 0 条 表彰は、ステージ部門およびフロア部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第 2 1 条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 審査員はステージ部門 7 名、フロア部門 5 名とし演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。
3 審査方法は別に定める審査内規による。

(全国大会への代表)

第 2 2 条 全国大会への四国支部選出は次の通りとする。
理事長は演奏審査の結果に基づき、ステージ部門上位 2 団体、フロア部門上位 1 団体に代表権を与える。

(その他)

- 第23条 全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

- 第24条 出場団体は、参加分担金10,000円を負担することとする。

- 第25条 本大会の役員は原則として次の通りとする。
名誉大会長・・・県知事、教育長等
大会長・・・・・・理事長
副大会長・・・・・・各県理事長、朝日新聞社
大会顧問・・・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事
運営委員長・・・・・・(主管県よりの推薦)
運営委員・・・・・・各県第三事業部長
実行委員長・・・・・・(主管県より推薦)
実行委員・・・・・・(主管県より推薦)
大会事務局・・・・・・事務局長・主管県事務局長

- 第26条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

- 第27条 この規定は、平成10年4月29日より実施する。

- ※ 平成11年4月29日の総会にて、第18条を改定および第20条を追加。
- ※ 平成19年4月29日の総会にて、第12条を改定。
- ※ 平成21年4月29日の総会にて、第6、8、11条を改定。
- ※ 平成26年度より、3出制度廃止に伴い、旧20条を削除。
- ※ 平成30年度より、第5、7～24条を改定。
- ※ 平成31年度より、第2、3、6、10、20条を改定。
- ※ 令和4年度より、第9、14、19条を改定、補足を削除。
- ※ 令和5年度より、第6条を改定。
- ※ 令和6年2月3日理事会にて、第1、6～27条を改定する。
- ※ 令和7年2月8日理事会にて、第1、6、8～17、20～22条を改定する。